

長野県宿泊税条例案

趣旨

県が世界水準の山岳高原観光地として発展することを目指し、観光資源の充実、旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として宿泊税を新設する。

背景

- 国内外において観光のための財源確保の取組が急速に進む中、国内外に負けない世界水準の山岳高原観光地づくりを推進していくためには、持続的・安定的な財源確保が急務。
- サービスの受益者でもある旅行者にも負担をいただき、満足度の向上やピーターの獲得につなげる、プラスの循環を創出することが必要。

概要

項目	内容
納税義務者	旅館・ホテル、簡易宿所及び住宅宿泊事業に係る施設（民泊）において宿泊料金を支払って宿泊する者
税率	1人1泊につき300円 ただし、施行日から同日以後3年を経過する日までの間は、1人1泊につき200円
免税点	1人1泊につき6,000円未満の宿泊
課税免除	・ 幼稚園、小学校～大学等の教育活動又は研究活動に参加している生徒等又は引率者の宿泊 ・ 保育所等の施設の主催する行事に参加している満3歳以上の幼児又は引率者の宿泊 など
徴収の方法	特別徴収（宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者とする）
申告納入	1か月ごと（一定要件を満たす場合は3か月ごと）
罰則等	・ 特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・ 帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・ 納税管理人に係る不申告に関する過料
賦課徴収の特例	市町村宿泊税を課す市町村に県宿泊税に係る賦課徴収に関する事務を委任することができる規定を設ける
基金	宿泊税に係る収入額に相当する額から宿泊税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額を長野県宿泊税基金として積立て
制度の見直し等	施行後3年、以後は5年ごとに検討し、必要がある場合は、施行後5年ごとに措置

施行期日

規則で定める日